二一　国家公安委員会所管事業分野における個人情報保護に関する指針の一部を改正する件　一八　131　五七

○金融庁

四九　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　一　四

五〇　保険業法第二百七十三条第一項第三号の規定による同法第百八十五条第一項の免許の失効に関する件　一　四

五一　銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件等の一部を改正する件　一　119　四

五二　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　一五　130　九

五三　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　二一　二

五四　保険業法施行規則第八十六条第一項第五号等の規定に基づき、平成八年大蔵省告示第五十号の一部を改正する件　二三　136　七

五五　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　二六　二

五六　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例　二九　142　二五

○金融庁、法務省、財務省

三　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　七　二

○金融庁、財務省、経済産業省

四　株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件　一　119　五

○金融庁、厚生労働省

六　労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件の一部を改正する件　一　119　五

七　労働金庫代理業者に係る労働金庫代理業の許可がその効力を失った件　一五　130　一〇

八　労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例　二九　142　二八

○金融庁、農林水産省

一三　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例　二九　142　二九

○消費者庁

三　チルドハンバーグステーキ品質表示基準の一部を改正する件　一　119　五

四　チルドミートボール品質表示基準の一部を改正する件　一　119　六

五　加工食品品質表示基準の一部を改正する件　一一　二

○総務省

二〇三　電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件　一　四

二〇四　租税特別措置法施行規則第十八条の五第八項若しくは第十項第十一号又は第二十二条の七第八項若しくは第十項第十一号に規定する総務庁長官の行う証明に関する手続を定める件の一部を改正する件　四　三

二〇五　登録証明機関の事務所の名称及び所在地の変更に関する件　七　二

二〇六　市の境界確定　八　二

二〇七　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　八　三

二〇八　特定国外派遣組織を指定する件　一一　二

二〇九　住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準の一部を改正する件　一四　二

二一〇　電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準の一部を改正する件　一四　二

二一一　住民基本台帳カードに関する技術的基準の一部を改正する件　一四　二

二一二　労働力調査規則に基づく、調査票の様式を定める件　一五　130　一〇

二一三　統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の変更及び解除を同法第七条の規定に基づき公示する件　一五　130　一五

二一四　特別業務の局の運用に関する件　二二　七

二一五　基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件　二五　四

二一六　電波法第百条等に規定する電波の監視を行う場所に関する件の一部を改正する件　二五　四

二一七　指定無線設備を使用する無線局の免許の申請書を提出すべき官署の名称及び所在地を定める件の一部を改正する件　二五　四

二一八　委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件の一部を改正する件　二五　四

二一九　無線従事者の養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件の一部を改正する件　二五　四

二二〇　無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件　二六　138　四

二二三　認定講習課程の修了試験の方法を定めた件の一部を改正する件　二六　138　五